

東労基発第152号  
平成25年9月24日

各位

東京労働局労働基準部長

東京都最低賃金改正に関する広報依頼について  
(ホームページ・会報紙(誌)等への掲載のお願い)

初秋の候、貴職には益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都最低賃金につきましては、今般、時間額869円(引上額19円)に改正され、本年10月19日から発効することとなりました。

東京労働局が実施した調査結果によれば、この改正によって都内で約24万人の労働者の賃金が下回ることが予想されております。

この最低賃金は、パートタイマーやアルバイトを含む都内で働く全ての労働者とその使用者に適用されるものであり、最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者には罰則が適用されることもあることから、働く人や地域で事業を営む方々に早急に広くお知らせする必要があります。

つきましては、この趣旨に御理解を賜り、会員事業場への周知のため別添広報文案の内容をホームページ・会報紙(誌)等に掲載いただきたく特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、御多忙のところ恐縮に存じますが、今後の広報の参考とするため同封の「アンケート」に記載していただき、下記あてFAX送信等により返送いただきますよう併せてお願い申し上げます。

東京労働局労働基準部賃金課 最低賃金係(担当:野上)  
〒102-8306

千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

電話 (03) 3512-1614(直通)

FAX (03) 3512-1558

[広報文案1]

**東京都最低賃金改正のお知らせ**

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は平成25年10月19日から

**時間額869円**に改正されました。

※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

※ 一部の業種については別に定める特定(産業別)最低賃金が適用されます。

詳細は、東京労働局賃金課 TEL03-3512-1614(直通)又は最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口 最低賃金総合相談支援センター TEL03-3543-6326 までお問い合わせ下さい。

[広報文案2]

**東京都最低賃金改正のお知らせ**

※ 東京都最低賃金は、平成25年10月19日から、

**時間額869円** となりました。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

※ お問い合わせは、東京労働局賃金課 TEL03-3512-1614(直通)又は最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口

最低賃金総合相談支援センター TEL03-3543-6326 まで。

[広報文案3]

**東京都最低賃金改正**

\*平成25年10月19日から **時間額869円**

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

\*お問い合わせ 東京労働局賃金課 TEL03-3512-1614(直通)

最低賃金総合相談支援センター TEL03-3543-6326

※広報文案の電子データが必要な場合は、最低賃金係担当者あてまでご連絡ください。

[広報文案4] (ホームページリンク用)

※ホームページのリンク先に、

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tokyo-roudoukyoku/chinginka/869japanese.pdf>  
を追加していただきますと、下記のページが表示されます。

厚生労働省 東京労働局発表  
平成25年9月19日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課
	課長 徳力 信二
	主任賃金指導官 大山 正敏
	賃金指導官 高橋 和彦
	TEL 3512-1614 (直通)

## 東京都最低賃金を869円に引上げ

東京労働局長は、東京都最低賃金を19円引き上げ時間額869円に改正することを決定し、本日官報公示を行った。

- 1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月10日、東京労働局長（伊岐典子）から東京地方最低賃金審議会（会長 笹島芳雄）に対し諮問を行った。

同審議会は審議の結果、8月22日、現行の時間額850円を19円引き上げて869円に改正する（引上率2.24%）ことが適当である旨の答申を行った。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額869円とする決定を行い、本日（9月19日）、官報公示を行った。これにより、効力発生日は10月19日となる。

- 2 今後、東京労働局では、10月19日から適用される改正された東京都最低賃金額869円の周知に努めるとともに、都内各労働基準監督署における講習会や監督指導の実施等により、履行確保を図ることとしている。

- 3 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」（電話 03-3543-6326）を設けている。

中小企業事業主向け  
最低賃金  
ワン・ストップ無料相談

中小企業事業主の悩みに応じて  
専門家が無料でワンストップサポートします。

※相談料 無料  
※相談時間 10時～18時（土曜・日曜・祝日を除く）  
※相談場所 東京都労働基準局労働相談センター（〒100-8511）  
※相談内容 最低賃金、労務管理、労務相談、労務管理の改善など。

悩める経営者の  
チカラになります。

中小企業に  
とっては  
心強いね！

労務管理  
に関する  
悩みを  
相談して  
みるのよ

労務管理  
に関する  
悩みを  
相談して  
みるのよ

厚生労働省

最低賃金の引上げの影響を受ける中小企業経営者支援センター

## [参考1]

### 最低賃金について

#### 1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

#### 2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

## [参考2]

### 東京都最低賃金の改正状況（過去10年間）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
引上額	0円	2円	4円	5円	20円
時間額	708円	710円	714円	719円	739円
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
引上額	27円	25円	30円	16円	13円
時間額	766円	791円	821円	837円	850円

## [参考3]

### 近隣各県における平成25年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額（引上額）	発効日
神奈川県	868円（19円）	10月20日（予定）
埼玉県	785円（14円）	10月20日（予定）
千葉県	777円（21円）	10月18日
茨城県	713円（14円）	10月20日（予定）
栃木県	718円（13円）	10月19日
群馬県	707円（11円）	10月13日
山梨県	706円（11円）	10月18日

※今年度改正の結果、全国加重平均額は764円と前年度に比べ15円の引上げとなる見込み。

## [参考4]

平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき、生活保護水準の最新のデータ（平成23年度）と平成23年10月1日に改正発効された東京都最低賃金（時間額837円）とを比較したところ東京都最低賃金が26円下回り、かつ、平成24年度の東京都最低賃金の改正（時間額850円）による引上額13円を加えても13円下回っていたが、今年度の改正で乖離解消することとなった。